

## 奈良県告示第二十七号

大和都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和八年五月一日

奈良県知事 山下 真

一 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路三・三・五三号 御所高取線	御所市大字本馬、大字玉手、大字東寺田及び大字柏原
大和都市計画道路三・二・三号 原御所線	御所市大字本馬及び大字茅原

二 都市計画の案の縦覧場所

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局都市政策課及び御所市企画政策部まちづくり推進課並びに奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局都市政策課ホームページ

三 縦覧期間

令和八年五月十一日から同月二十五日まで

四 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛てとし、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局都市政策課に令和八年五月二十五日までに必着するよう提出すること。